

令和6年第4回（12月）三郷町議会  
定例会・会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 1 3 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 （開 議）	令 和 6 年 1 2 月 1 3 日	午 後 3 時 3 0 分 宣 告（第 2 日 目）
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 3番 南 田 善 紀 6番 南 真 紀 8番 奥 山 一 臣 10番 伊 藤 勇 二 12番 辰 己 圭 一	2番 吉 村 今 日 子 4番 先 山 哲 子 7番 高 田 好 子 9番 木 口 屋 修 三 11番 澤 美 穂
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 こ ども 未 来 創 造 部 長 環 境 整 備 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	木 谷 慎 一 郎 池 田 朝 博 大 西 孝 浩 加 地 義 之 辰 巳 政 行 坂 田 達 也 安 井 規 雄 渡 瀬 充 規 平 川 貴 治 川 合 孝 悟 寺 林 秀 明
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	ウエゼル 雅 子

令和 6 年 第 4 回 ( 1 2 月 )

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

午後 3 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 委員長報告
- 第 2 議案第 6 9 号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 ( 第 6 号 )
- 第 3 議案第 7 0 号 令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 4 議案第 7 1 号 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )
- 第 5 議案第 7 2 号 令和 6 年度三郷町下水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 6 議案第 7 3 号 令和 6 年度三郷町水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 7 議案第 7 4 号 奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 7 5 号 三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 6 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 7 7 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 1 1 議案第 7 8 号 奈良おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 7 9 号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について
- 第 1 3 議案第 8 0 号 財産の取得について
- 第 1 4 発議第 3 号 軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書
- 第 1 5 陳情第 1 号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書等提出の陳情
- 第 1 6 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙
- 第 1 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程
- 第 1 発議第 6 号 臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書

開 議 午後 3 時 3 0 分

〔開議宣告〕

議長（辰己圭一） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（辰己圭一） 日程第 1、委員長報告を行います。去る 6 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（辰己圭一） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会、高田好子委員長。

委員長（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） はい。

委員長（高田好子）（登壇） 総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 1 2 月 6 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、1 2 月の 9 日、及び 1 3 日に委員会を開会し、付託されました議決案件 5 件、報告 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第 6 9 号、令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 6 号）」、歳入 関連部分、歳出（款）7. 土木費は、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第 7 5 号、三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、全会一致で否決されました。

また、「議案第 7 7 号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について」、「議案第 7 9 号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」、「議案第 8 0 号、財産の取得について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「報告第 1 5 号、寄附の受け入れについて」は、報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和6年12月13日  
総務建設常任委員会  
委員長 高田好子

〔文教厚生常任委員会〕

議長（辰己圭一） 次に、文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会、先山哲子委員長。

委員長（先山哲子） 議長。

議長（辰己圭一） 先山委員長。

委員長（先山哲子）（登壇） 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、12月11日に委員会を開会し、付託されました議決案件5件、報告1件、発議1件、陳情1件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第69号、令和6年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」、歳入 関連部分、歳出 （款）2．総務費、（款）3．民生費、（款）4．衛生費、（款）9．教育費、繰越明許費、三郷小学校空調設備整備事業、FSS35スポーツパーク屋内練習場環境改善事業、地方債補正変更、緊急防災・減災事業、「議案第70号、令和6年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第71号、令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、「議案第74号、奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について」、「議案第78号、奈良おもちゃ美術館の指定管理者の指定について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第14号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」は、報告を受けました。

次に、「発議第3号、軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書」につきましては、澤美穂文教厚生常任委員より修正案が提出され、慎重に審査を行いました結果、修正案及び修正部分を除く原案については、いずれも全会一致をもちまして、可決することに決しました。

次に、「陳情第1号、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」は、全会一致をもちまして採択され、これに伴い「発議第6号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」が、澤美穂文教厚生常任委員より本委員会に提出され、委員会において全会一致で可決しましたので、本日、議長宛てに提出しております。

以上が、付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしますしまして、委員会の報告といたします。

令和6年12月13日  
文教厚生常任委員会  
委員長 先山哲子

〔上下水道特別委員会〕

議長（辰己圭一） 次に、上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会、木口屋修三委員長。

委員長（木口屋修三） 議長。

議長（辰己圭一） 木口屋委員長。

委員長（木口屋修三）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、12月10日に委員会を開会し、付託されました決議議案3件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第72号、令和6年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第73号、令和6年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第76号、三郷町水道事業給水条例の一部改正について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしますしまして、委員会の報告といたします。

令和6年12月13日  
上下水道特別委員会  
委員長 木口屋修三

議長（辰己圭一） 以上で、各委員会の審査の結果報告を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

**議長（辰己圭一）** それでは、これより順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第2、「議案第69号、令和6年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（辰己圭一）** 異議なしと認めます。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、「議案第70号、令和6年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（辰己圭一）** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、「議案第71号、令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（辰己圭一）** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり

可決されました。

日程第5、「議案第72号、令和6年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(辰己圭一)** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、「議案第73号、令和6年度三郷町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(辰己圭一)** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、「議案第74号、奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(辰己圭一)** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、「議案第75号、三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

———討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は否決であります。

それでは、ここで反対意見を求めます。11番、澤美穂議員。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） 「議案第75号、三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」に対し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

地方自治法第244条の2第9項「利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を得なければならない」と定められていることから、議会の承認なしに、指定管理者が勝手に利用料金を上げることは、法令違反となります。

また、地方自治法第244条の2第10項で、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と定められていますが、報告しなければならない事業報告書は提出されておらず、決算書は信貴の湯がオープンした令和3年10月から翌年3月までの約半年分しか提出されていない上、三郷町役場担当課が議会の承認を得なければ値上げはできないと説明に行ったにもかかわらず、物価高騰を理由に、勝手に値上げをしていますが、何の根拠も示されておらず、値上げを承認するわけにはまいりません。

株式会社泉郷 代表取締役 山岡告章氏の言い分によると、のどか村の入り口から入るルート以外に直接信貴の湯へ入る道路、駐車場を設置したため、施設利用協力金の名目で50円を利用者から協力してもらっているとの主張をされていますが、令和3年8月31日に三郷町と交わした三郷町信貴の湯温泉観光施設に係る運営維持管理協定書の第18条、管理の施設の修繕、改築、増築及び移設並びに構築物または機械装置の新設等及び修繕については、乙、つまり株式会社泉郷が自己の費用と責任において実施するものとするものと定められており、主張する道路、駐車場はこの構築物に含まれます。

そもそもオープン前に設置している道路、駐車場の協力金を、3年も経過した

今、なぜ主張されるのか、理解しかねますし、協力金との名目でありながら、土日祝は券売機の900円のボタンしか押せず、協力したくない利用者もいや応なく900円を支払わされている状態であること。また、信貴の湯のホームページのお知らせで、「当施設では、これまで経費削減などの経営努力を継続してまいりましたが、昨今における燃料や光熱費の高騰などが改善されず、やむなく土日祝のみ値上げに踏み切る決断をいたしました。皆様にはご負担をおかけいたしますが、何とぞご理解賜りますようお願いいたします」と掲載されていることから、協力金は苦し紛れの言い訳としか取れず、明らかな値上げであると断定でき、10月5日から条例違反の状態が続いていることとなります。

同協定書の第24条で、「甲、つまり三郷町は乙、株式会社泉郷が関係法令、条例及び規則、または本協定の規定に基づく、甲、三郷町の指示に従わないとき、規定に違反したときは、管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることができる」と明文化されているにもかかわらず、町はこの違法状態を議会へ報告することもせず看過していたことは、町の怠慢であり、指定管理者をのさばらせる結果となっていると言っても過言ではありません。

今後、改めて条例の一部改正を上程されるなら、町、信貴の湯のホームページ、インスタグラム等に条例違反の事実とおわび、速やかに小細工なく利用料金が条例上限を上回らない金額に戻していること、未提出となっている令和4年度、令和5年度、時期によっては、令和6年度分の事業報告書、決算書が提出されていることが絶対条件であることを申し添えておきます。

たとえ町が許したとしても、議会は絶対に許しません。町の不祥事があったことに触れ、木谷町長は、今回の判決を重く受け止め、信頼回復に向け、二度と不正を許さない、公正公平な組織づくりに取り組んでまいりますとコメントされていますが、指定管理者を処分することなく、議会の承認を得ることで、違法状態をなかったことにしようとしたことは、あるまじき行為で、議会軽視とも取れます。

三郷町官製談合再発防止対策検討委員会資料内の不正を許さない組織風土の醸成を図り、隠蔽体質に陥ることなく、このようなことが二度と起こらないよう強く要望いたします。

同時に、この指定管理者の指定の際、議員になったばかりで、経験が浅く、不

勉強だったため、異議を唱えることができなかった私の責任も重く受け止めております。三郷町民の皆様に深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

私はしがらみのない町政をと訴え、多くの町民の皆様の負託をいただいております。しがらみがないからこそ、今ここで堂々と反対意見を述べることができます。私自身が納得できない議案は、到底町民の皆様のご理解をいただけないと思えません。11月29日上程をされたときから、高田議員とともに、また党派を超えて志を同じくするしがらみのない議員とともに、政治生命をかけ、覚悟と責任を持って、終始一貫して反対の立場を貫いてまいりました。

私情を挟むことは、談合へとつながります。議員はいかなる場合も中立の立場で、善悪だけを基準とし、私情は一切挟まず、法にのっとってルールを守る町政を行わなければなりません。保身に走ることなく、ただひとえに三郷町民の幸せだけを願い、これからも正義を貫き、信念を持って働くことをお誓い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

令和6年12月13日

三郷町議会

副議長 澤 美穂

**議長（辰己圭一）** それでは、採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

**議長（辰己圭一）** 賛成者なしと認めます。したがって、本案は否決されました。

日程第9、「議案第76号、三郷町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

———質疑を終結し、討論に入ります。

———討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（辰己圭一）** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、「議案第77号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団

体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(辰己圭一)** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、「議案第78号、奈良おもちゃ美術館の指定管理者の指定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(辰己圭一)** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、「議案第79号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(辰己圭一)** 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第13、「議案第80号、財産の取得について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「発議第3号、軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は修正可決であります。

「発議第5号、軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書(修正案)」の提案説明を求めます。11番、澤美穂議員。

11番(澤美穂) 議長。

議長(辰己圭一) 澤議員。

11番(澤美穂)(登壇) 12月6日、吉村今日子議員から提出されました「軽度中等度障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書」では、児童のみが対象だったため、成人、高齢者をも対象とし、「軽度中等度障がい者(児)の補聴器購入制度の拡充を求める意見書」としました。

また、病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や風疹ワクチンの第5期接種の周知徹底と期間延長を行うことを追加し、修正した意見書を提出いたしました。

議長(辰己圭一) それではまず、委員会の修正案について採決します。

本案は、委員会修正案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、委員会の修正案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいまの修正可決されました部分を除く原案について、採決します。

本案について、修正可決された部分を除く原案について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。よって、本案について、修正可決された部分を除く原案について、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、「陳情第1号、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書等提出の陳情」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、本陳情の採択に伴い、文教厚生常任委員会より、「発議第6号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」が提出されました。

これを追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号を追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題といたします。

追加日程第1、「発議第6号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」を議題とします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長（ウェゼル雅子） 朗読いたします。

発議第6号 令和6年12月13日 三郷町議会 議長 辰己圭一様

「臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 澤 美穂 賛成者 高田好子 奥山一臣 木口屋修三

「臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」

世界的な移植用臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航等が世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっている。

このような問題に取り組むため、国際移植学会（T T S）及び国際腎臓学会（I S N）は、2008年4月に臓器取引・人身取引を犯罪化し、移植ツーリズムの防止を掲げた「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明した。日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会は、2022年12月、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明した。

国内では、現在約1万4,715人もの方が移植を希望し、登録している（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）が臓器提供は年間で約122件となっており、臓器提供の意思表示をしている人が少ないことや、対応できる医療機関が限られていることが要因とされ、圧倒的なドナー不足が大きな課題である。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たない。厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上る。一方、海外での臓器移植は手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診療を拒否される場合もある。渡航移植は、邦人が思わぬ医療犯罪や非人道犯罪に巻き込まれる恐れがあるものの、我が国には渡航移植を制限する法律はなく、いつ、どこで、誰が、どのような手術を受けたのか、自治体や医療機関は確認をすることができない。従って、臓器提供の透明性を確保する制度の整備は必要である。前期宣言に倣い、不正な臓器取引の禁止、移植ツーリズムの防止、さらには、2010年臓器移植法が大幅に改正され、臓器提供者本人が生前に臓器提供の意思を明示していない場合でも家族の同意があれば、提供者本人の意思が不明であっても臓器提供が可能となったことや年齢制限が撤廃され、未成年者でも臓器提供が可能となったこと、また臓器提供の前提条件が脳死状態であったが、心停止後の臓器提供も認められるようになり、提供の可能性がさらに広がったことを踏まえ、適切で公正な臓器移植に関する啓蒙や教育の一層の強化も欠くことはできない。

よって、三郷町議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取

引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り組むことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年12月13日

奈良県三郷町議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

以上でございます。

議長（辰己圭一） それでは、提案理由の説明を求めます。11番、澤美穂議員。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） 海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしないあっせんを行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植のあっせんを行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど人道問題への取り組みに積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することに決しました。

議長（辰己圭一） それでは、これより質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、「奈良県広域水道企業団議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、奈良県広域水道企業団企業長から、奈良県広域水道企業団規約第5条第2項の規定により、当該企業団の議会議員1名を本町議会より選挙することの依頼があったものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

奈良県広域水道企業団議会議員に、9番、木口屋修三議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました木口屋修三議員を、奈良県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました木口屋修三議員が、奈良県広域水道企業団議会議員に当選されました。

また、木口屋委員が議場におられますので、当選されましたことをこの場で告知いたします。よろしくお願いいたします。

[閉会中の継続調査]

議長(辰己圭一) 日程第17、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（辰己圭一） それでは、町長から閉会の挨拶がございます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日から本日までの8日間にわたりまして、提出いたしました案件につきまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案を真摯に受け止め、今後の町政のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えておりますので、今後とも変わらぬご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

本定例会中、審議に混乱を生じさせたことにつきまして、深くおわび申し上げます。今後このようなことがないように、適正な行政運営に努めてまいりますので、どうかご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

さて、早いもので、今年も残るところあと2週間となりました。今年は暖かい日が続き、秋を通り越して急激に真冬の寒さが訪れたように感じます。議員各位におかれましても、くれぐれも体調にはご留意をいただきましてご活躍をくださいますようお願いいたしますとともに、新しい年がすばらしい年となりますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（辰己圭一） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和6年第4回三郷町議会定例会を閉会します。

皆様、どうもご苦勞さまでございました。

閉 会

午後4時10分

〔会議録署名〕

会議の経過を記載して、その相違なきことを証するためここに署名する。

議 長

1 0 番

1 1 番